

(仮称)墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例(案)

パブリック・コメントの結果について

- 1 実施期間
平成30年10月22日(月)から平成30年11月15日(木)まで
- 2 方法
(1)周知方法 区のお知らせ(平成30年10月21日号)、区ホームページ
(2)閲覧場所 障害者福祉課窓口、1階区民情報コーナー
- 3 意見の提出方法
文書の直接持込み、郵送、FAX及びメール
- 4 意見募集の結果
(1)意見提出者:51名、1団体
(2)意見総数:214件

項目	意見概要	区の考え方
(1)条例全般について【項目1～31】		
1	条例特有の文章であるため、内容を理解しにくい。 漢字に振り仮名を付ける等の工夫をして分かりやすい条例にしてほしい。 (同様の意見が他4件)	区の条例等における漢字使用等については、内閣法制局長官が定めた「法令における漢字使用等について」に準じた取扱いをする等、条例の規定の仕方は一定のルールに従っており、他の区条例との統一性等も考慮して条文の作成等を行っています。 条例の内容については、今後行っていく予定の啓発事業等の中で分かりやすい説明に努めていきます。
2	理念条例を制定するだけでなく、具体的な施策の実施とそのための予算措置が必要である。区が行うべき施策や予算措置について、具体的に条例に規定する等、明確に示してほしい。 また、具体的な事業を検討するに当たっては、広く意見を聞いた上で決定してほしい。 (同様の意見が他7件)	御指摘のとおり、障害のある方の意思疎通に係る理解の促進等や手話及び意思疎通手段の普及を図っていくには、条例を制定するだけでなく、具体的な事業を検討していくことが必要と考えます。 この条例は、障害のある方の意思疎通に係る理解の促進等に関し、基本理念や区の責務等を定めるものですので、具体的な事業については規定はしていませんが、条例の目的を達成するためにどのような事業を行うのが効果的なのか、関係者等と十分協議をしながら考えていきます。
3	「手話は言語である」ことを明記してほしい(できれば前文冒頭に)。	条例前文の冒頭において、「手話は、(略)言語です。」としているほか、第3条第1号では、「手話は、(略)言語であること。」を基本理念として、障害のある方の意思疎通に係る理解の促進等を行うこととしています。
4	前文を次のように修正してほしい。 前文冒頭 「手話は意思疎通のための手段のひとつであって、…」 「手話は意思疎通のための手段のひとつであり、…」	御意見として承ります。
5	前文を次のように修正してほしい。 前文2段落目 「また、障害者基本法は、全て障害者は、…」 「また、障害者基本法では、全て障害者は、…」	当該部分の文末を「としています。」としていることから、「障害者基本法は、」とすることが適切と考えます。

6	前文を次のように修正してほしい。 前文2段落目 「意思疎通のための手段に係るについての…」 「意思疎通のための手段についての…」	当該部分については、御指摘のとおりとなっています。
7	前文の最後に次のように加えてほしい。 「(手話は言語である) 私たちは、手話を言語として認識するとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目指し、この条例を制定します。」	条例の規定の仕方は一定のルールに従っており、他の区条例との統一性等も考慮して条文の作成等を行っています。 また、(手話は言語である)を除き、当該部分については、御指摘のとおりとなっています。
8	手話等の歴史を前文に盛り込み、ろう者をメインとした条例を制定してほしい。	御意見として承ります。
9	第2条について、見易い文章配置をした方が良いでしょう。	条例の規定の仕方は一定のルールに従っており、他の区条例との統一性等も考慮して条文の作成等を行っています。
10	定義規定について、「(1) 障害者とは ……」とする等、「～とは」という書出しにした方が良いでしょう。 (同様の意見が他1件)	
11	「手話」及び「ろう者」の定義規定を次のように設けてほしい。 「手話とは ろう者により用いられる手指動作(手の形、動き、位置などにより 意味を伝える言語であり)、非手指動作と呼ばれる顔の表情やあごの動きなどが文法的な機能を有し、これを同時に使う視覚を利用する言語を言う。」 「ろう者とは 手話を言語として使用し日常生活又は社会生活を営む者をいう。」 (同様の意見が他2件)	定義規定は、その条例に使用される用語の意義を明確にし、解釈上の疑義を生じさせないために設けるものです。このため、解釈上の疑義が問題となることのない言葉については、定義規定を設ける必要がないと考えられます。 なお、御指摘のように「手話」を定義した場合、手話を狭義に解することとなり、かえって条例の趣旨を損なう結果になるおそれがあると考えられます。
12	ろう者に対するコミュニケーション方法に身振りも入れてほしい。	障害のある方が意思疎通を図るために必要とする手段は、この条例における「意思疎通手段」に含まれます。
13	第2条第2号について、意思疎通手段を「(手話を除く。)」ではなく、「手話」も明記してほしい。また、盲ろう者の意思疎通手段である「触手話」も明記してほしい。条例案に盲ろう者及び触手話について何も記載がないので、第2条でなくてもよいので、どこかに含めてほしいです。	各条文で「意思疎通手段」の語を用いる場合は、全て「手話及び意思疎通手段」としているため、「意思疎通手段」の定義から「手話」を除いています。 「触手話」の明記等については、御意見として承ります。 なお、障害のある方が意思疎通を図るために必要とする手段は、この条例における「意思疎通手段」に含まれます。
14	第2条第2号について、「音訳」の語を使用するのであれば「点字」は「点訳」と、「点字」の語を使用するのであれば「音訳」は「音声」とするのが適切ではないか。 また、「意思疎通手段」の定義として、「拡大図書(拡大文字)」及び「LLブック」を具体的に列挙すべきではないか。	第2条第2号では、「音訳(略)並びに点字(略)の使用」と規定しています。 意思疎通手段として例示するものについては、御意見として承ります。

15	第3条第2号「障害のある人となない人が互いを理解し」の部分は、「障害の有無にかかわらず全ての区民が互いを理解し」の方が良いと思う。	御意見として承ります。
16	区の責務を第4条の項目でもっと具体的に示してほしい。	御意見として承ります。
17	意思疎通は障害者側だけが望むものではなく、障害のある人と障害のない人の双方をつなぐものであるから、第4条及び第6条の「障害者が手話及び意思疎通手段を円滑に利用し」を「障害者も障害のない者も手話及び意思疎通手段を円滑に利用し」としてほしい。	
18	第4条について、「区は、障害者の意思疎通に係る理解の促進(略)を図る」を「区は、区民や事業者に対し、障害者の意思疎通に係る理解の促進(略)を図る」とし、区民や事業者に対しても普及を図ることをもっと明確化した方が良い。	
19	前文の趣旨を達成するために、区民及び事業者に情報を提供することも区の義務ではないか。	前文の趣旨を達成するために、区が区民及び事業者に情報を提供していくことは当然必要であると考えます。
20	第5条の推進する施策に協力するよう努めるという文章を具体的にしてほしい。	御意見として承ります。
21	条文を次のように修正してほしい。 第6条第2項 第2項の冒頭を次のようにし、第2項及び第1項を1項にまとめる。 「区は、…」 「また、区は、…」	条例の規定の仕方は一定のルールに従っています。
22	第6条第2項について、事業者は、この条例や意思疎通手段の知識が少ないと思われるので、区は、「必要に応じ」ではなく、もっと積極的に情報提供等を行ってほしい。	御指摘の趣旨については、条例立案の参考にさせていただきます。
23	第7条第4号について、区が実施する施策に、手話等による区政情報の発信を加えてほしい。(同様の意見が他6件)	条例立案の参考にさせていただきます。
24	第7条第4号に、「点字」、音訳等による区政情報の発信とありますが、音訳に対する言葉としては「点訳」が適切かと思う。「点字」に対するなら「音声」である。	条例立案の参考にさせていただきます。
25	理念がよく理解できるので、前文も条例に含めてほしい。 また、第1条の目的規定の次に、基本理念を規定した方がその理念が良く伝わるのではないか。	前文も条例の一部となります。 また、総則的規定として定義規定を設ける場合は、目的規定又は趣旨規定の次に置くのが法令及び条例の一般的な形式となります。
26	「障害者は、区や事業者に情報を求める権利がある。」等、障害者の権利についても明文化してはどうか。	御意見として承ります。

27	ろう者以外の身体障害者にも意思疎通に支障を来している人がいるので、ろう者以外の言語障害者を考慮して、一歩進んだ条文を加えてほしい。	この条例は、手話だけでなく、その他の障害のある方の意思疎通に関しても規定する内容となっています。
28	手話は、決して音声の代わりではない。ろう者は、音声で話をするができないから、その代わりの手段として手話を使っているということではない。 ろう者は、他のろう者と接することにより、自然に視覚による言語である手話を使うようになるのである。 「音声以外の言語で話をする人もいるのだ」といった文言を条例の中に盛り込めば、良い視点を持つ区民が育つと思う。	御意見として承ります。 御指摘の趣旨(考え方)については、今後、啓発事業等を検討していく上で、参考にさせていただきます。
29	手話通訳者や音訳者の育成についてはどの項に入るのか。	第7条第3号において、手話及び意思疎通手段を習得する機会の提供に係る施策を実施することとしています。
30	手話での教育は大切であるが、教育についてはどの項に入るのか。	第7条第4号において、情報の発信について規定するほか、第7条第5号において、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施することとしています。
31	「災害が発生したときは、ろう者に対し、手話により情報を取得し、及び共有するための支援を行うよう努めるものとする。」はどの項に入るのか。 「災害」についてはどの項に入るのか。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
(2)手話講習会、教育に関して【項目32～47】		
32	保育士、看護師、学校教師等が、手話講習を受けやすいよう、区で指示を出したり、会場の確保をしてほしい。	現在、社会福祉法人墨田区社会福祉協議会がボランティア養成講座として手話講習会を開催しています。 また、区では、手話講習会を修了した方向けに、登録手話通訳者養成講座を開催しています。その他、中途失聴者・難聴者及びそのご家族等を対象とした手話教室を開催しています。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
33	子供も大人も日本手話を勉強できる場がほしい。	
34	手話講習会の実施回数を増やしてほしい。 (同様の意見が他1件)	
35	乳児連れでも受講できる手話講習会を開催してほしい。	
36	口話法を使う成人(ろう者)の手話講座を開催してほしい。	
37	公共施設、病院、企業等で手話を学べるようにしてほしい。 (同様の意見が他2件)	
38	公的機関は、積極的に学習会等を開催するよう取り組んでほしい。	

39	手話に関する授業、学校への「手話の出前講座」等の機会を利用し、早い段階で、手話への理解を深め、ろう者とのふれあいをしてもらいたい。	区では、区内の小・中学校を対象に、手話に関する出前講座をNPO法人に委託し、実施しています。 障害や、手話をはじめとする意思疎通手段の理解を広めるために、保育や教育の場で学ぶ機会は重要であると認識しています。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
40	保育園、学校教育で、手話、点字等の意思疎通手段を学び、障害のある人への理解を深める機会を増やしてほしい。 (同様の意見が他7件)	
41	聴こえる両親の間に聴こえない子供が生まれた場合、両親が手話で語りかけることが必要であるため、保護者と聴こえない子供が手話を獲得するための環境を整えてほしい。	
42	聴覚障害のある子供とその保護者等が、乳幼児期から手話を獲得し情報交換できる環境を整えてほしい。 (同様の意見が他2件)	聴こえる御両親とともにお子さんが乳幼児期から手話を学ぶ機会や、交流の場は重要であると認識しています。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
43	聴覚障害のある新生児が、早期に手話を習得できる環境整備をしてほしい。	
44	特別支援学校の先生は、手話を覚えるため、事前に手話講習会に通ってほしい。	関係機関に、条例の趣旨と御意見の内容をお伝えしていきます。
45	町会、コミュニティーの場、病院、企業、商店等での手話学習を区が推進してほしい。 (同様の意見が他1件)	
46	区に大学が招致されると高度な意思疎通技術が必要となるので、専門分野に対応できる手話通訳や要約筆記等を習得する際の支援をしてもらいたい。 区職員、事業者、区民にも、挨拶程度の手話習得の機会を提供してほしい。	条文にも、手話は言語であることを明記しており、その重要性を認識しています。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
47	意思疎通のための支援者の人材養成を強化してほしい。	
(3)手話通訳、遠隔手話通訳サービス等について【項目48～62】		
48	手話通訳を気軽に頼める権利の確保や環境の整備(職場での会議や研修等)をしてほしい。	
49	学校行事に参加する際の情報保障(手話通訳)制度を整備してほしい。	区では手話通訳の派遣事業を行っています。今後も事業の充実に努めていきます。
50	区役所等では、常時、手話通訳で対応できるようにし、そのために、手話通訳者の養成に力を入れてほしい。 (同様の意見が他5件)	現在、障害者福祉課に手話ができる職員を配置し、窓口対応をしています。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

51	公共施設、病院、福祉施設、民間施設に、手話のできる職員を採用してほしい。 (同様の意見が他6件)	御意見として承ります。 様々な場所で手話等が利用できる社会を実現するため、この条例を制定したいと考えています。
52	公共施設、病院、福祉施設、医療機関、交通機関への手話の普及、ろう者理解を進め、職員研修、手話ができる職員の配置等、手話による情報が得やすい環境づくりをしてほしい。	
53	病院では、医療的な知識を持った手話通訳者を採用し、看護師、医師等も、簡単な手話を学んでほしい。	
54	差別解消法等における合理的配慮を踏まえ、役所、総合医療センターへの手話通訳士の配置を進めてほしい。	
55	区主催の催しに手話通訳者をつけてほしい。 (同様の意見が他1件)	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
56	区で後援し、会場使用料の減免を適用する事業者に関しては、手話通訳等の派遣を義務にしてほしい。	
57	手話通訳者の養成に関し、手話通訳が職業として成立できるよう身分保障をしてほしい。 (同様の意見が他1件)	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
58	障害のある子供向けのおもちゃサロン(社会福祉法人墨田区社会福祉協議会で実施)について、聴覚障害のある子供も楽しめるように工夫してほしい。	実施機関に、条例の趣旨と御意見の内容をお伝えしていきます。
59	図書館の読み聞かせについて、聴覚障害のある子供に伝わる工夫をしてほしい。	「おはなし会」等の子ども向け事業での読み聞かせについては、聴覚障害のある子どもにも伝わるよう、その表現方法を「声」だけでなく、「身振り・手振り」、「表情」なども工夫しながら実施していきます。
60	電話リレーサービスの実施をしてほしい。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
61	遠隔手話通訳を使いやすくするため、タブレット購入費を助成してほしい。	
62	手話ができる方が付けるバンダナはあったが、より簡単に、ろう者が手話通訳士を見つけられるよう、携帯しやすいキーホルダーを付けたらどうか。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
(4) 動画、テレビ、区報について【項目63～69】		
63	J:COMすみだ(ケーブルテレビ)の区の番組等に、手話通訳、字幕を付けてほしい。 (同様の意見が他4件)	J:COMすみだでは、区政情報番組「ウィークリーすみだ」を放送しており、区公式YouTubeでも放映した番組を動画配信しています。 実施機関に、条例の趣旨と御意見の内容をお伝えしていきます。

64	聴覚障害のある人のうち、文章を読んで理解することが苦手な人のために、条例の内容について説明する手話の動画やDVDを作ってほしい。 (同様の意見が他2件)	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
65	区報で、手話の情報を多く出してほしい。 (同様の意見が他1件)	
66	区ホームページでのアンケート等は、聴覚障害のある人に対しては、手話の動画を活用するなど、誰にでもわかりやすい活気のあるホームページにしてほしい。	
67	手話のDVD等を作って、区政の情報を発信してほしい。	
68	テレビに、もっと多く手話通訳をつけてほしい。 (同様の意見が他2件)	条例の趣旨の周知及び手話等の普及促進のための啓発を行っていきます。
69	テレビのワイドの手話通訳が小さくて見づらいので、大きくしてほしい。	
(5)災害時、緊急時に関して【項目70～76】		
70	災害時の情報保障として、カードや電光掲示板等を活用した視覚的手段や、手話又は要約筆記による情報の提供ができるようにしてほしい。 (同様の意見が他3件)	災害時の障害のある方の支援について、障害の特性に応じた支援が重要だと考えます。 区では、各避難所に筆談器や災害時聴覚障害者用バンダナ等の障害者用物資を保管しています。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
71	災害時に、全ての障害のある人がコミュニケーションを図れるよう、コミュニケーション・ツールや情報機器(図、点字、イラスト、大きな文字で分かりやすく作成した案内、筆談ボード、文字放送掲示板、ソーラー型照明用具、タブレット等)の設置をしてほしい。 (同様の意見が他1件)	
72	災害時には、避難所等に手話通訳者を配置してほしい。 (同様の意見が他1件)	
73	地震等の災害時や非常時に、音や振動、光で危険を知らせる仕組みをつくってほしい。 (同様の意見が他4件)	大きな地震が起こった際に音で知らせる「緊急地震速報システム」については、小・中学校、保育園や障害者関連・高齢者関連施設において導入しています。 光・震動等で知らせる仕組みについては、今後の参考とさせていただきます。
74	町会の合同防災訓練等でも手話で説明を行い、聴覚に障害のある人が災害時に安全に避難できるようにしてほしい。	機会を捉え、障害の特性に応じた災害への備えや避難方法等について、障害のある方や支援者の方に説明していきたいと考えています。
75	災害時に障害の特性に合った支援体制を整え、区民に周知してほしい。	既存の障害のある方と支援者のための防災パンフレットを平成31年3月に改訂する予定です。このパンフレットは、障害の特性に応じた支援者の心がけ等についても記載し、関係機関に配布するほか、区ウェブサイトにも掲載する予定です。

76	夜間の急病や事件等の緊急時に、聴覚障害のある人も速やかに緊急通報できるシステムをつくってほしい。	急病の場合は、東京消防庁の「緊急ネット通報」、「119番ファクシミリ通報」、事件等の場合は、「警視庁110番サイト」、「ファックス110番」により、携帯電話やスマートフォン又はファックスで通報が可能です。
(6) 民間事業者、公共交通機関等について【項目77～83】		
77	老人ホームについて、聴覚障害のある人専用のコーナーを設けてほしい。	条例の趣旨の周知並びに障害のある方の意思疎通手段の普及促進のための啓発を行います。
78	事業者の役割として、区内の商業施設、病院の窓口、コミュニケーションボードの設置やホワイトボードでの筆談の対応などをしてほしい。 (同様の意見が他1件)	
79	商業施設、公共交通機関の窓口、銀行等に、手話通訳や手話のできる店員を配置してほしい。 (同様の意見が他2件)	
80	公共の場所、病院、交通機関等で、障害のある人に対する意思疎通が可能であることを広く知らせしてほしい。どこでも誰でもコミュニケーションができる墨田区になってほしい。	障害のある方の意思疎通に係る理解が促進され、様々な場所で手話等が利用できる社会の実現を目指すため、この条例を制定したいと考えています。
81	電車等、公共交通において、アナウンスが聞こえないため、特に事故や緊急の場合は、電車中の電光掲示板や手書きボード、掲示板を活用し、アナウンスの内容を表示して知らせてほしい。 (同様の意見が他2件)	条例の趣旨の周知及び障害のある方の意思疎通手段の普及促進のための啓発を行います。
82	聴覚障害のある人は、公共の場所でのアナウンスが聞こえず、日常の買い物等でも困っている。スーパーのレジでの「袋不要」、「ポイント」の確認等、店員に伝えたいことをカード化したり、コミュニケーションボードを作成するなどして、情報を視覚で分かるようにしてほしい。 (同様の意見が他3件)	
83	職場等の合理的配慮について、財政的な援助等がなければ、事業所側の負担が大きくなり、ろう者の雇用、通訳の設置が難しくなる。通訳派遣補助金を創設し、ろう者を雇用する側の負担にならないようにしてほしい。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
(7) 観光客への対応について【項目84・85】		
84	手話での案内も入れた観光パンフレットを作成するなどし、誰に対しても、おもてなしの心をもった「すみだ」となってほしい。	墨田区を訪れる障害のある方が必要とする情報の取得や意思疎通に資する環境の整備に意を用いていきます。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
85	ろう者の観光客(外国人を含む)のために手話で接する「手話観光ガイドボランティア」を設け、ろう者もボランティアで参加できるようにしてほしい。	

(8) 中途、難聴者に関して【項目86～89】		
86	区の案内には、ろう者については記載があるが、難聴者についてはほとんど記載がない。難聴者に対する配慮が必要ではないか。	障害の特性に応じた支援の方法を検討していくことが重要であると考えます。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
87	軽度・中等度難聴児への支援方法を、区の担当者も知ってほしい。耳鼻科の医師と連携して、軽度・中等度難聴児へのサポート方法を親に伝えてほしい。	
88	中途失聴者、難聴者などが実用的な手話を学べる場所がほしい。 (同様の意見が他1件)	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
89	中度の難聴者は、言葉の聞きとり力が弱く、日常生活や仕事でのコミュニケーションに補聴器が欠かせないが、障害者手帳を持たないので、支援を受けることができない。手帳を持たないコミュニケーション弱者も、何らかの補助が受けられるようにしてほしい。	障害の特性に応じた支援の方法を検討していくことが大切であると考えます。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
(9) その他の施策、事業への要望(聴覚障害のある方に関するもの)【項目90～106】		
90	「手話は独立した言語である」と位置付けてほしい。 一人ひとりに適したコミュニケーション手段で情報を獲得できるようにしてほしい。	条例前文の冒頭において、「手話は、(略)言語です。」としているほか、第3条第1号では、「手話は、(略)言語であること。」を基本理念として、障害のある方の意思疎通に係る理解の促進等を行うこととしています。
91	ろう者にとって大切な言語である手話を使用して、安心して生活することができる社会となるため、1日も早い運用を望む。	御意見にあるような社会の実現を目指して、この条例を制定したいと考えています。
92	病院、駅、店舗等でいつでもどこでも手話又は筆談ができるような社会にしてほしい。 (同様の意見が他2件)	
93	音声中心の社会であることが、聴覚障害のある者のコミュニケーションが成立しづらい要因になっていることを周知してほしい。 病院、駅、店舗等で手話又は筆談による会話ができるようにしてほしい。	障害のある方の意思疎通に係る理解が促進され、様々な場所で手話等が利用できる社会の実現を目指して、この条例を制定したいと考えています。
94	コミュニケーションボードを作成する際は、聴覚障害のある者や手話を深く理解している人の意見を反映してほしい。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
95	携帯電話等で聴覚障害のある者と会話ができるようにしてほしい。	
96	聴覚障害のある子供が生まれたときに相談できる窓口が欲しい。	聴覚障害のあるお子さん及びその保護者への支援は必要だと考えています。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

97	この条例に関する施策を実施するときは、ろう者、聴覚障害のある人等、障害当事者の意見を反映してほしい。 (同様の意見が他1件)	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
98	区全体が、聴覚障害のある人が住みやすい地域になるような施策を行ってほしい。	御意見にあるような地域社会の実現を目指して、この条例を制定したいと考えています。
99	手話通訳等派遣事務所を広くしてほしい。	現時点では、手話通訳等派遣事務所を移転・拡張する予定はありませんが、御意見として承ります。
100	手話通訳者派遣サービスについて、インターネットで派遣の依頼や通訳者の指名ができるようにしてほしい。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
101	職場内に手話を広めてほしい。	様々な場所で手話等が利用できる社会の実現を目指して、この条例を制定したいと考えています。
102	簡単な手話の会話集を作成してほしい。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
103	聴覚障害のある人を総合的に支援し、交流の中心となるセンター等を設置してほしい。 (同様の意見が他1件)	現時点では、聴覚障害のある方のための交流センター等を設置する予定はありませんが、御意見として承ります。
104	墨田区聴覚障害者協会、手話サークル等が協力する形で、区の事業として、福祉体験を実施することを希望する。 事業によっては、ボランティアではなく謝礼や交通費を支給してほしい。 また、講師を依頼する際には、勤務先の理解等を働きかけてほしい。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
105	救急車等の接近がわかるようにしてほしい。 横断歩道を歩行する際の危険性を減少してほしい。	安心して生活できる環境づくりを推進する上での参考意見として承ります。
106	区内各所にパトライトを設置してほしい。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
107	手話を幼少のころから慣れ親しめるような環境を作ってほしい。店舗や駅等の公共施設の利用者には、障害を持っている人たちがいるということに留意してほしい。 障害の有無にかかわらず、一人ひとりが住みやすい町になってほしい。	御意見にあるような社会の実現を目指して、この条例を制定したいと考えています。
(10) その他の施策、事業への要望(聴覚障害のある方以外に関するもの) [項目107~116]		
108	プライバシーに配慮し、区役所等の相談窓口には独立した部屋を設けた方が良い。 (同様の意見が他1件)	相談のための個室を確保することが望ましいと考えていますが、限られたスペースの中で個室を確保することが難しい状況です。その上で、区役所窓口では、現状でも可能な限り、プライバシーに配慮した対応を行っています。今後もプライバシーが確保できるよう努めていきます。

109	区民向けにユニバーサルマナー研修を実施してほしい。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
110	病院内に障害のある人のための専任スタッフを設置し、情報提供を行ってほしい。	御意見として承ります。
111	盲者の意思疎通手段の普及に関しても積極的に推進してほしい。	障害のある方が意思疎通を図るために必要とする手段は、この条例における「意思疎通手段」に含まれます。
112	移動に障害のある人のために、道を拡張するとともに、スロープを増やしてほしい。街灯を増やしてほしい。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
113	手話を言語として理解する人がまだまだ少ないことから、手話を1つの言語として認識するために、この条例を制定することが必要である。他の障害のある人の意思疎通手段を含め、それらの理解や普及について、関係者との協議の場を設けるなどして、総合的かつ計画的に施策を推進してほしい。	具体的な施策については今後の課題となりますが、この条例に基づき総合的かつ計画的に推進できるよう努めていきます。
114	事業者到手話及び意思疎通手段の利用が受け入れられなかった際の相談部署を設置してほしい。	東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例の施行により、社会的障壁の除去の実施は事業者の義務とされており、この義務に違反した場合の相談体制等も東京都において整備されています。
115	障害や障害のある人に対する理解の促進や普及を充実させてほしい。	障害のある人となない人が互いを理解し、その人格及び個性を尊重することを基本理念としています。御指摘の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。
116	区の職員には、条文に列記されている意思疎通手段以外の意思疎通手段についても理解を深め、対応してほしい。点訳及び音訳の依頼について、区立図書館の障害者サービスを活用するなどした区の窓口を設置してほしい。	障害のある方が必要とする意思疎通手段について、職員が率先して理解を深めるよう努めていきます。また、区における点訳及び音訳サービスの窓口設置等への対応については、御意見として承ります。
(11) その他、意見・感想等【項目117～132】		
117	手話は言語である。	条例前文の冒頭において、「手話は、(略)言語です。」としているほか、第3条第1号では、「手話は、(略)言語であること。」を基本理念として、障害のある方の意思疎通に係る理解の促進等を行うこととしています。
118	手話はろう者以外の人にも必要です。	ろう者以外の人にも手話を普及させていくことが必要と考えています。
119	ろう者の高齢者は文章力が弱いので、周囲の協力が必要である。	この条例の目的を達成するためには、様々な人の協力が必要と考えています。

120	聴覚障害のある高齢者が安心して暮らせる環境づくりにつながる条例としてほしい。	御意見にあるような環境を目指して、この条例を制定したいと考えています。
121	聴覚障害のある人にとっては、「視覚情報が大切である」ということを多くの人に理解してほしい。	御意見として承ります。 今後、啓発事業等を検討していく上で、参考にさせていただきます。
122	ろう者の話す権利や聞く権利が奪われ、差別されてきた歴史を区民に知ってほしい。	
123	区職員が障害のある人に対する理解を深めてほしい。特に、ろう者に対しては、筆談で対応すれば十分という誤った認識が多いので、ろう者への理解を深めてほしい。	御意見として承ります。 この条例の目的の達成を目指すためには、区職員が率先して障害のある方に対する理解を深めていくことが大切であると考えています。
124	全国手話言語市区長会において、今後も積極的にアピールしてもらいたい。	御意見として承ります。
125	東京都へ手話言語条例の制定を働きかけてほしい。	御意見として承ります。
126	手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であって、ろう者が思考する際に使用するろう者が作った言語であるということを理解することが重要である。	御意見として承ります。 御指摘の趣旨(考え方)については、今後、啓発事業等を検討していく上で、参考にさせていただきます。
127	聴覚障害のある人に対する偏見をなくし、ろう者やろう文化への理解を広めてほしい。	障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、この条例を制定したいと考えています。
128	「手話は言語である」という認識が区民に浸透することは、とても良いことである。手話は特殊なものではないことを知ってほしい。	条例の制定を契機として、障害の有無にかかわらず、誰もが心を通わせ、温かで住みやすい地域社会の実現を目指していきます。
129	この条例が施行されることを嬉しく思う。条例が有効に運用されることを願う。 (同様の意見が他3件)	
130	この条例が施行されることに大きな喜びと期待をもっている。第5条の「区民の役割」をしっかりと果たしていくために、区民として積極的に協力をしたい。	
131	障害のある人を孤立させないよう、どこでも、誰でも意思疎通に困らないような社会であってほしい。 (同様の意見が他1件)	
132	実施し、推進する施策内容を具体的にホームページ等のメディアに提示できるようにし、その進捗を区民が確認できるようにしてほしい。	御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。